

平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成 24 年 5 月 11 日 (金)

午後 2 時 00 分

中央図書館 2 階 講堂

館 長 本日は、お忙しいところお集まり頂き誠にありがとうございます。
ただ今から図書館協議会(臨時)を開催いたします。
10名の委員さんのうち現在5名の委員の皆さんにご出席を頂いております。
規則第17条第4項により開催が成立しておりますが、少し寂しい会議ですが、それぞれの委員さんが所要であったり、体調不良であったりということで、日程調整上申し訳ありませんがご容赦いただきたいと思います。
時間もありませんので、早速会議に入らせて戴きたいと思いますが、会議の前に職員
の異動がありましたので、紹介させていただきます。

<職員紹介>

館 長 本日は、松井会長が転勤されておりますので、谷口副会長に議長をお願いし、会議を進めていただきたいと思います。

議 長 それでは、不慣れではありますが、よろしくお願ひ致します。
今日は、今までの会議における指定管理者制度につきまして、昨年の7月の会合から50年に渡るこの図書館がどんな、街の中で必要な存在で図書館行政をどうしたら良
いかということで、指定管理の問題は大変重要な課題であるということで、何時もの図書館協議会とは別に、かなりの回数
の会議やワーキンググループを設けて4回ほど集まりながら中間報告をさせていただくなど、指定管理について進めてまいりました。それを
まとめる意味で、本日は経過確認について館長の方からお願ひしたいと思います。

館 長 本日の開催に至る経緯と致しまして、3月22日に会議を開催させていただきました。
その席上で今お話がありましたようにワーキンググループからの報告を中心に会議を進めさせていただきます。また、その席上で課題整理に向けた取り組みについても、時間の関係もあり僅かですが、触れさせていただいております。その後市民団体から、市長及び教育長に対しまして、「中央図書館への管理者制度の導入に関する要望書」に対する回答を行っておりますが、この協議会の委員の皆様
に詳しい趣旨説明というものがされてなかったという部分もあります。協議会委員の皆様に対し、制度導入に対する考え方がきちんと説明のない中で、回答したということもありましたので、一旦この場で説明をさせていただきながら、一年間の整理ということで確認をさせていただきたいということで、今日お集まりを頂いております。市民団体からの要望に対する回答は皆
さんのお手元にすでにお渡ししております。再度改めて、ご覧戴きたいと思ひます。
市民からの要望ということで、五つの項目につきまして質問が寄せられ、それに回答するという形になっております。内容につきましては、課題整理の中で少しお話をさせ

ていただきたいと思いますが、既に皆様にご説明をさせていただいておりますので、この場での説明は省略させていただきますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、今のご説明の中でご意見、ご質問があれば。いかがでしょうか。

委 員 要望書について私どもの協議会が、あつた月の一週間無かつた頃に突然出てきたのですがいったい、いつごろ誰宛に要望があつたのでしょうか。基本的には要望書があつたことについては、協議会と直接は関係がないわけですが、その回答内容そのものは、協議会に非常に密接な関係があるわけですから。まずその日にちについて教えてください。

館 長 要望につきましては、3月14日だつたと思います。市長及び教育長に対して同じ要望書が提出され、4月5日に回答しております。ただ今、委員の方からありましたように、要望と協議会の関係につきましては、おっしゃるとおりだと思つたので、3月22日の段階でその中身にも触れる準備はしており、また、時間的な制約から、さわりの部分でしか説明していなかつたのは、事実であります。

委 員 基本的に、ですから要望書は協議会のある一週間前に出ているわけですよ。それで、それに対する回答を模索しながら、結局協議会にはなんら報告もないまま、要望書の回答をお出しになる。しかも、それは協議会に密接に関係することであるにもかかわらず、協議会に説明もないまま、つまり我々協議会の位置付けは、市の全体の話をする中においてほとんど意味のないものと捉えるしかいないと思つたんですよ。今回のような我々が審議している内容が説明も無いまま一方的に発表されるというのは、それは、非常に心外なことと私は思つた。協議会の後に要望が出たのであればまだしも、協議会の一週間前ですよ。そしたら当然協議会にこういう形でこういう方向に進んでいきますと、こういう形で検討したいということは、了解するしないに関わらずあつてしかるべきではなかつたかと。思つたんですが、いかがですか。

館 長 おっしゃる趣旨は理解します。ただ、この回答趣旨につきましては、3月22日に向けて、昨年度から委員の皆さんにお話しているように、整理した課題については、年度内に一回お話したいというお約束をしていました。この要望に関わらず私どものほうで整理していたという経緯はあります。したがつて、委員のおっしゃるとおりそういった密接に関わる内容ということで、説明がないという意味ではご指摘を受止めさせていただきます。

委 員 はい、通り一遍にそのようにお答えになるしかないんでしょうけれども、それでは、もう少し突っ込んでお聞きしますが、要望書が今出ておりますが、私どもが14日の段階で報告したものが、そのまま書いてあるようなものでして、そうすると私どもの報告を、十分にお受け止めになつたのかなともとれますが、基本的には図書館行政の常識であります。ですから常識はわかつてらつたと思つた。しかし、2番目に関しては、「蔵書

の選択と司書の専門性確保及び学校教育との連携について」これについては、実はですね。14日の段階で館長がお答えになったことと、反対のことが書いてあるように私には受止められますので、非常に驚いているわけです。回答の内容は非常にまっとうなことです。しかし、館長が例えば専門性についてはですね、図書館として専門職員を雇ったことはない、そのへんをご理解いただきたいとおっしゃったはずですが、間違いありませんね。それで、ここでなんていったかという、数年ごとに異動が行われる中ですが、最優先すべきものと考えている。本当にこうお考えだったら、もう少し事前に別な方向であったはずだし、今後は専門職員を雇うように努力するぐらいのことがあってしかるべきだと思うんですね。ところがそういうお答えでなくて、こういう要望書の回答が出てくるのは、私はビックリしています。そのへん如何お考えなんでしょう。真意をお聞かせください。

館長 今のお話ですが、先般私がお答えした部分というのは、委員さんの質問というのは、当然図書館を運営する上で、図書館の専門職員として司書を採用するというような趣旨だったと理解をしています。その中で図書館職員として司書採用するという前提はないという現実を申し上げているわけです。こういう考え方は我々はしていますが、現実的に運営する上で人事ローテーションだとか、図書館の運営規模だとか、単管運営の中で難しい部分があるだろうと、それらを、今後の運営の中でどのように位置づけていくかということになろうかと思えます。

委員 あの～、正確に言いますと、私どもに相談を受けたのは、司書として雇って云々ということは一言も書いてないんですよ。なぜかといったら、現状分かっているから。ですから専門職員の育成ということ述べた。それで、あそこの中で書いてあることは、要は苫小牧市の図書館運営が現実から言って専門職員の育成を行うシステムになっていない。それが、5年ごとに見直すような指定管理者になったら、なおさら育成が出来ない。ということだって司書そのものを言っているわけではないんです。ですから、認識として誠に喜ばしいんですが、一週間の中にこれだけの回答が変わるのか私としては、納得しかねるし、そしてそれが事前に新聞発表の前に廻ってこないことについても、いきなり出てくるんですね。いったいどんなことを市が回答なさったかが、結局新聞を見てあわてて、本当にそんな発表があったのかどうか、それをあわてて新聞社のほうに確認したわけですよ。そしたらちゃんと出ています。ということなので、私としては、それってどうおーしてそういう姿勢があるんだったら、あの場で少しでもお話が出なかったのか、逆に言えば、私どもの頭越しでやるためには、事前にそういうこと言えないという、考え方があったのかどうか。ちょっと疑問に思いましたね。そのへんお伺いしたかったわけです。具体的に、そおーすると、確認しますがもう一度。何処から何処に出た要望書で、回答者は誰ですか。スポーツ生涯学習部図書館担当とありますが、具体的にちょっとそこを確認したいと思えますが。お教えてください。

館長 市民要望に対しましては、行政側の窓口というのは、市民自治推進課というのがあります。そこで対応することになります。そこで担当課に回すという流れになります。そう

いう仕組みになっております。そこで、はじめて私どもがこういう要望書が出されたということを知ります。それについて回答するようにということの中で私どもがやっている業務の中で回答している。そこには、先ほど申し上げましたように、教育長なり市長なり決裁をもらって進める形になっております。回答者は市長及び教育長です。

委員 はい、ありがとうございます。そうすると、回答者は市長及び教育長の回答とみなしてよろしいんですね。そうすると、一応担当と書いてありますが、担当、おそらく館長さんでしょうけれども、作成者は館長さんであっても、回答者は責任者として市長及び教育長。ということは、もう少し言いますと市長及び教育長は図書館に対してこういう考え方をしていると、認識して構わないわけですね。そうすると、今後例えばですね。この要望書どおりであれば、専門性の確保ですが、司書に対する市長はなさるという考えで我々は受け取って構いませんね。

館長 あくまでも、今進めている内容については指定管理者制度の導入への取組みの中で、その専門職、司書というものをどのように確保していくかを含めて。

委員 ですから、専門性の確保をお約束頂けたと思って構いませんね。

館長 はい。それが、直営だとか運営方法に対してということではなく、図書館というものについては、そういったものが必要だということです。

委員 市長はそのように考えているということですね。

館長 はい。

議長 外にご質問はございませんか。
この要望書の回答は今、はじめて見た委員さんもおられると思うので、恐れ入りますが、一度声に出して回答部分についてご説明いただけたら親切かなと思いますが。よろしくお願い致します。

館長 はい。

< 要望書及び回答を読み上げ >

議長 ほかにご質問はございませんか。それでは最後に課題を整理してという言葉も入っておりますので、「課題整理に向けた取り組みについて」のお話を伺った上で、もう一度ご質問の機会を作りたいと思います。よろしくお願い致します。

館長 はい。今まで私のほうで課題整理云々というお話をしてまいりましたが、少し具体的なものということで、项目的なものではない部分や、内容が重複している部分もあります。

いちおう、一年間の整理ということで、お話をさせていただきたいと思います。

<以下資料により説明>

◇ 図書館への指定管理者制度導入を取巻く環境・背景・課題整理

1. 指定管理者制度の性格
2. 公共施設の状況
3. 図書館への導入状況
4. 指定管理者制度導入への留意事項
5. 制度活用の留意点
6. 図書館への制度導入への賛否両論
7. 論点整理
8. 制度的・政策的位置
9. 指定管理者制度と実務的課題の整理

まとめとして、制度の問題なのか、運営方針の問題なのか、現場の運営上の問題なのかそれぞれの問題を、どう整理しどのようににつなげ、どのように解決していくかということが、大きな要素になるものと思っています。今お話ししたような課題整理と平行しまして現実の館が抱える課題整理も行っております。この施設運営や新たな組織というものについても問題を整理している最中でございます。皆さんにはご理解いただけない部分も多いかもしれませんが、より丁寧な整理をやっているつもりです。問題点を認識しながらこころをどう解決していくか、どう理解していただくか、取り組みを進めていきたいと思っております。そういった本市の制度のあり方の基準が条例や規則であります。そういった画一的な条例規則で済むものと済まないものと、特に図書館においては難しい部分もあることを認識しながら、図書館ならではの導入の仕方もあるのではないかと考えなければならぬと思っております。今申し上げた内容については大変雑駁かと思いますが、皆さんからのご指摘やワーキンググループからの報告にありますとおり、そういった部分もふくんでおります。様々な課題を過去の反省と現在の環境、そして将来に向けた取組みを考える良い機会だと思いますし、必要だと考えおります。そういったことで特色のある図書館運営ということも報告されておりましたけれども、それがどういう形で運営されていくかということが大事になろうかと思っております。私、昨年こちらに来てから、小郡市の図書館長や静岡県御幸町の図書館長、それから愛荘町愛知川図書館の館長のお話を聞く機会がありました。それぞれが大変努力され、素晴らしい図書館づくりをされております。やはり、それぞれの街のつくり方や取り組み方があり素晴らしいと思っております。我々も真似しなければならぬものと思っております。ただ、その一方でそれらのベースとなる予算財源や地域の抱える問題をあわせて考えていかなければならない。いわゆる街づくりとして考えていかなければならない。先般の報告にありました浦安図書館の話がありましたが、全体の予算や教育予算、財源、あるいは、一般財源と地方交付税がどのようになっているのかを見たときにその特性が見えてくるものと思っております。その中から苦小牧らしさを求めていく。というように考えていきたいと思っております。

います。それは制度導入によっても十分に求められるものだと考えています。現実的な施設を取巻く環境を考え、今以上に価値観を高めることが出来るものと考えています。以上大変雑駁ですが、一般的に全国の公共図書館とあるいは、うちの図書館が抱える問題を含めながら、あまり上手いまとめではないのですが、整理をしてきた内容についてお話をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。それではご質問、ご意見など伺いたいと思います。ございませんか。いかがでしょうか。

委員 要望書の回答の中身と、館長の「環境・背景・課題整理」というところで、ちょっと私がお勉強な部分もあるんですけども、何をおっしゃりたいのか見えない感じがします。結局いろいろ問題がありますから考えて行きましょうというのは分かるんですが、その一方で指定管理者制度を前提として考えていますというところで、そのあたりが自分の中でしっかり理解していないというか、もう少ししっかり読ませて戴きたいというのが正直なところです。

議長 はい、ありがとうございます。じゃ議長の立場で発言させていただいて申し訳ないんですけども、静岡の館長さんにお会いになったというお話を聞いたんですけども、ワーキンググループの中でも静岡市が指定管理者を検討した、導入を検討したけれども、断念した図書館の一つとしてあげられておまして、ワーキンググループの報告の中でもほかの図書館や教育機関とのネットワークが組めなくなる。短期間で管理者が変わり継続した責任ある仕事が期待できない。個人情報やプライバシーの配慮が心配。図書館の原則は無料、利潤となる可能性がある。市民のチェック機能、市民の声を聴く体制がなくなる。公平で公正なサービスが困難になる。というのを断念した図書館の理由に上げているんですけども、現実に館長がお話を聞き、具体的にどんなことをお話を聞いてらっしゃって、苫小牧の現状の兼ね合いの中でどんな風にお感じになったのか。お聞かせいただければ。

館長 突っ込んだ話を個人的に出来るだけの時間ありませんでしたので、ただ、そういった取り組みについての姿勢、まあ～職員が高い意識の中でいい図書館をつくるべく努力をしたという姿がありました。職員が一体となって取組んだということは非常に感銘を受けた部分でした。図書館をささえるという部分があったんだろうと感じています。

議長 直営でやっておられる職員が一体となって、そのことに感銘を受けたということでしょうか。じゃ、それは苫小牧では実現が難しいのでしょうか。

館長 非常に厳しいご意見ですが、そこら辺はいろいろ、組織の風土というものがありますし、出来ないことではないと思います。正直に言いますと。しかし、今言ったように組織風土というものもあります…。

委員 今回の論点の整理は、大変良くまとまっていると思います。館長さん、慣れない事務畑から一生懸命、勉強されたあとがですね、伺われます。それで、今館長さんもおっしゃったんだけど、まとめの中でも書いてありますよね。今回の指定管理者の導入の問題はですね、既に公共図書館で生じている問題と制度導入に関する問題が混在している。それは、館長さん自らおっしゃったように分かってらっしゃる。別に指定管理者ね、今の図書館の働きや活動状況が悪いからといって、指定管理者を導入しなくても、図書館が図書館として正常に機能するのであれば、指定管理者の必要がないんじゃないかと。そういう物の考え方もあると思うんですが。ということは、指定管理者を前提として話が進んでいるわけじゃないと捉えてよろしいんですね。

館長 いいえ、導入前提で取組んでいます。

委員 導入前提となっているけれども、図書館が図書館としてより良く機能するならば指定管理者でなくってもいい。それはそうですね。

館長 理想としてはそうでしょうね。

委員 わかりました。じゃつまり指定管理者がもう必要な絶対条件ではない。図書館の機能を十分に発揮させるための、今の話し合いだと。考えてよろしいんですね。

館長 いいえ、それは誤解されているかと思いますが。あくまでも制度がどうのこうののではなく図書館そのものを運営するうえで、こういう運営がしていけるのであれば、こういう体制の中でできるのではないかと。ということだと思うんですね。今、実際に我々が直面していることというのは、そういった運営する中で人だとか施設だとか色々考えたときに、将来に向けた大きな問題として、中々難しい部分があるといことで、ここに記載をしておき、そういったものを整理しながら制度導入にむけて取組みをしている。だから、こういったことを踏まえた中で制度を導入していくということです。あくまでも今お話していることは制度導入に向けた取組みということでお話をさせていただいていますので、ご理解を戴きたいと思います。

委員 理解は出来ません。話の流れはそうじゃなくって、図書館をどうやって十分に機能させるかが前提条件ですよ。

館長 ですから、今私がお話したのは、こう言ったことも理解をして我々は進めているということでお話をさせていただいております。

委員 ということは、はじめから市長の公約が指定管理者導入だから、それを実行するために、わざわざアリバイ作りをしているということですか。

館長 アリバイ作りというのは…？。そこら辺は私が最初からお話しているように、そのことに

対する皆さんのご意見は伺っていきますと。ただ、あくまでもこれは市民の皆さんの審判を仰いだ部分として、制度の導入が前提にありますので、ただ、導入するにあたっては導入の問題だとか、現状の問題だとか、そういったことを整理しなければ前に進まないだろうと。そういったことで様々な問題を整理して進めていますということです。

委員 問題整理して、なんの問題も無ければ、進むということがあるんですが、もう既に要望書で回答していますよね。重要な社会教育の施設だと。そして専門性の育成が大事なんだと。そうした上でそういったものを指定管理者でなくって出来るのであれば指定管理者でなくっていいわけですよ。となれば、大前提は指定管理者でないですよ。

館長 ですから、それが出来るという前提が、今の施設を取巻く環境の中で難しくなっているということです。

委員 しかし、それはおっしゃったように、お纏めになっていますよね。公共図書館で生じている問題と制度導入に関する問題が混在している。それは館長さん自らがお認めなんですよ。そしたらそこを整理しなければいけないんじゃないかと。ですから、一旦図書館で生じている問題に対する解決が、先ほどの静岡ですか、ああいう形で解決できれば指定管理者にする必要がないわけですよ。

館長 ですから、そういった問題を解決できるような体制作りが出来るか、そういった部分だと思うんです。今言ったようにそういった部分がこれからに向けて難しいという判断の中で取組んでいる。ということです。

委員 あのお～、館長さんも一年一生懸命やっただら、つまり、図書館の内部に向けては私はお手上げだというようにおっしゃっていることに近いと思うんですが。今おっしゃっていることは。そう受け取ってよろしいでしょうか。

館長 お手上げという意味をどのように捉えていいのかわかりませんが、根本的に今私がお話をさせていただいた内容は、まずご理解いただきたいのは、ただ、単に導入すれば良いという意識の中で進めていない。当然そこに起こり得るいろんな問題、課題は受止めながら整理をしている。したがって向かう方向性の根幹は、今現状の中央図書館がどういう問題があって、それは施設運営上の問題や、その部分が今現在、どういう問題をかかえているか、それをじゃどう解決できるか。解決できるのであればそれはいいですよ。と私は思います。しかし、解決できる要素が見つからない、そういう状況が現実的に施設を取巻く環境の中で様々あります。それは、皆様にお話しするまでもなく、ご存知のとおりかと思います。そういったことの中で取組んでいるというお話です。ですから、図書館を取巻く環境が現状の中で、そして将来に向けて解決できるのかということなんです。

委員 そこなんですよ。だから館長さんは、もう一生懸命一年間やられてきて、こら先は

自分の力では。ちょっとこのままでは、現状が改革できないから、いつそのこと指定管理者を導入することによって現状を打開したいと、そういうお考えのようですね。

館長 あくまでも、今取巻く環境の中で現実的に大きな問題や課題があります。内側において感じる部分もあります。そこら辺をどう解決するかというときに制度がどうのこうのという問題よりも、施設そのものが抱える問題として行政の中でどう解決するか、なかなか、現実的には難しいものがあるのではないかと。したがって制度導入に向けてはそう言ったことの中で、画一的なものではなくて様々な課題を整理した中で、本当に安上がりな制度ではなく、価値ある施設に近付けるための導入の仕方を模索している。ということです。

委員 あのお～それですね、市長が果たして今の館長さんと同じ認識で指定管理者制度を公約されたんでしょうか。

館長 そのことについては、私は申し訳ありませんが触れられません。ただ、私が今言っていることは、行政内部にも理解を求めています。たしかに当初は内部的にも一つの指定管理者制度としか捉えていなかった部分もあるかもしれません。しかし、そうにはならないと…。こういったことを整理しなければ導入も難しいということを言っています。当然、市長や副市長が現場の一つ一つを分かるなんていうことは難しいと思います。実務上の問題としてですね。理念上の問題は別かもしれません。今委員がおっしゃったように。

委員 ですから、上の人と話しあいたいと申し上げているわけですよ。何回も何回も申し上げている。一番の基本理念をですね、お互いに問いただして理解しあわないと、ここは進まないと思うんですがね、いかがでしょうか。

館長 ですから、前にも話したとおりそう言った部分について、単刀直入におっしゃられました。私も難しい部分もあるかと思いますが、ご理解を戴きたいと思ひますし、ただ、制度導入に向けた部分については、現場の意思を伝えています。導入に向けて変な形ではしたくない。当然市長は認識をしていますし、その上で回答もしているわけです。

委員 と、思いますので、なお更その確認を顔を見てやりたいんですよ。

館長 そのことは、先日の会議の席上でもお叱りを受けたのですが、教育長、部長には伝えてあります。この席上にいないのは申し訳ないのですが日程が許さないもので申し訳ありませんがご了承いただきたいと思います。

委員 おっしゃることは分かります。それで、要望書に沿って筋に沿って実現されれば何も言うことはないんです。ただ、文書の作成は館長さんだし、それを市長名と教育長名でやるんだから、本当にこうお考えなんですかって具体的に聞きたいんですよ。それがないと、もう少し言いますと具体的な案がどこにも出ていませんよね。それじゃ

やっぱり、具体的にこれはまずいんじゃない、これはこうやればとか、そういうのがあるはずなのに何時までも出てこなければ、我々としては第3者の立場になって判断できないじゃないですか。それでいて前から申し上げているように時間切れ。形式的な中間報告を答申としてしてしまうとかありますが、それも含めて大前提が導入のアリバイ作りで、報告は受け取った。しかし、当初の公約どおり進めるじゃ我々何のためにやったかわからない。そのためには面と向かって話し合いの場を設けて、そういうお考えならこちらは了解するとか、いやその部分はちょっとお考えが足りないんじゃないかとか、そういうのが具体的にやり取りがないと分からないじゃないですか本心が。それを全部館長さんがお一人受止めてらして、もうここから先は報告しますからご理解をって、いつもそのパターンが繰り返されてまして、そこから先が半年たっても前に進んでいないんですよ。

館長 今、具体的なものとおっしゃいましたが、これは当初からお話していますとおり、当然具体的なものをこの場でお示しするべきと思っています。それに向けて、今作業を進めています。そこに、今言った現実の施設を取巻く課題整理ということも、まさに最終段階に来ていますので、その結論の中である程度まとまれば、皆様の前でお示しを出来るというように考えていますし、出来るだけ早い機会にお話をしたいと。それは昨年からの協議会の席上でもお話していると思いますのでご理解を戴きたいと思います。おっしゃるとおり、理念だとか市長の思いだとかあると思いますけれども、私の意が通じないかもしれませんけれども…。

委員 難しい話は分かりませんが、今聞いているとね、私達は何を検討させようとしているのか。どうもわかんないというのは、協議会で検討させるのは、制度導入は前提にあるわけですね。これは崩せない行政側は。ということなんですね。

館長 最初からお話しているように、我々の考えをお示しさせていただいて、そのことに対してご意見を伺うことは最初から私はお話しているかと思っています。当然その中で本来、図書館としてこうあるべきということで、ワーキンググループの方々取組んでおられる。そういった部分も取り入れなければならないと。

委員 だから、具体的にもう制度導入のために、今いろんなことをやっていますよ。じゃ我々の意見を上司に伝えますということは言われました。確かに。最初に聞きましたよね、僕らの出した答申というのはどう反映されるんだと。それはきちんと伝えますと言いましたけど、でも伝えたけど坦々と指定管理者に向かっているということなんですか。

館長 今、具体的なものはないですよ。一番最初の入り口として協議会の意見はどう反映されるのかという、ご意見がありました。そのときに私が申し上げたとおり、そう言ったご意見は、こういうご意見として受止めさせていただきます。当然今後の作業の中で社会教育委員会議や教育委員会議や市議会の中でも…。

委員 あのね、具体的に制度に向けて進めていると言っていて、具体的なものは何にもない

とか。どっちですか。今、まさしく具体的に制度導入に向けて進めています。って言うてますよね。だけど具体的なものは何もないと。

館長 申し訳ありません。具体的なという表現ですが、例えばこういう施設を何処がどういう風に管理していくか、そういうものは、今言った課題を整理出来ない以上は具体的にご提示できないですよ。と私は考えています。そういった問題を整理したうえで、じゃ事業運営はというと、8月の段階でお話したかと思うんですが、例えば寄贈の問題だとか、それから、選書の問題だとかいろんな問題があります。図書館業務や施設運営の問題、私が具体的にと言ったのは、様々な問題を整理したうえで、これはこういう形で導入に向けて形を作っていきますということで具体化し、具体的にご説明したいと言っているんです。

委員 初めてね、私もこの会でお話を聞いたときから、もう2年近くなるんですよ。初めてこの書類を見せてもらった時に、えっ！て、もうこれ決まっているんですか。って私ビックリしちゃって、それでそのあと、どうお話ししても無駄なんじゃないですかっていったら、いやこれは2年後の話でとか、これからの話ですよ。言うてからの私達のこういう協議が繰り返されているわけですよ。その時点で意見が伝わって、もしかしたら指定管理ではなく、なんとか運営できるんじゃないかと、そういうお手伝いが出来たら、私達もそういう気持ち出ていましたけれども、やはり先ほどから聞いている限りでは、今までの話し合いが、まあ少しは反映されているかと思いますが、最初の話から考えたらいろんなことを、司書の話でもそうですが、そういうのも少しは方向が変わってきているんだと思うんですが、それでもなおかつ私達の話し合いが、意見と言うのは結局は宙に浮いてしまっているような感じを今聞いて感じてしまいました。

館長 私は今業務的に進めています、最終決定というのは言うまでもなく、それぞれの機関を通じて最終決定になるわけで、協議会の意見はどうだったのか聞かれ、その上で最終判断をしていくことになるわけです。ですから、我々が図書館に指定管理者制度を入れたいと提案しても、その決定権はないわけです。その中で皆さんの意見の反映ということも議論になるかと思いますが、今までの話の中で、そういった重いものとの意見の中で施設のあり方だとか考えて行きましようとなりましたので、そう言った部分について協議会としてこう考えている、こういう方向に行くべきだとか、あるいはこうした方がいいという意見は私は聞かなければいけないと思っています。今私が進めているからどうの、こうのという決定は出来ないわけです。最終決定は議決機関ですから。私がお場で申し上げたいのは、先ほども申し上げたとおり、制度そのものを単純に入れればいいのかそんな話ではないということがまず一つ、そうした中でどういう課題などを整理していくのかとういことが一つ。そして、こういう施設はこうあるべきだこういう施設が理想なんだというものに向かっていく一つの手段としてあっていいと思いますが、そういうものを整理しなければ提案すら出来ない。一番先に提案しなければいけないのはこの場だと思います。だから、提案するためにご意見を伺いながら協議会として今までこの間のご報告もありましたけれども、そういう報告も受けながら、こういったご意見もあった。

ではその意見はどう整理しどう取組んでいくか。という進め方だと思います。

委員 あのとちょっとお伺いしますけどもね、私も最初に申し上げたと思うんですが、給食の外部委託の問題がありましたよね。あれなんかは私の知っている乏しい範囲でも、審議会のようなものでも、外部委託はなじまない。そしたらそれを外部委託を決定したのは何処で決定したのですか。

館長 最終決定は議会です。提案したのは行政ですが。

委員 行政側の提案に議会が外部委託で構わないといったから、だから決まったということですか。市長じゃないんですか。

館長 それは、議会に諮りましたので、市長がやりたいと言っても、議会が通らないのはアウトですよ。予算措置も認められないわけですから。その議会の議論はありましたよ。

委員 そうすると、議会の数ですか。最終的には。理念の正しさではなくって。

館長 はい。それはいくら言われても今の仕組みですから。それは様々な意見を交した議論の結果として決定していくわけで、それが議会の議決を受けて行かなければならない。ですから、今私が理事者に対しても皆さんに対しても、そう言った部分でこの制度が、外の施設の導入と違うということ。あえてそれをやらなければ制度そのものの有効性も失われるのではないかと思います。ただ、そのことが何処まで受け入れてもらえるかどうかということはあるよ。しかしそのことは別として。だから図書館が馴染むとか馴染まないとかありましようけれども、その論点の部分だと思います。

委員 だから、給食センターの委託の問題にしても、それは僕は一番先にはじめに言ったと思うんですよ。市長が答申をだしてもそれを覆しても議会に提案するわけですから。僕らが図書館協議会で指定管理者についても、今すべきでないという結論を出してもそれは、教育委員会がそういう意見があったけれども、指定管理者でいこうと説明を市長にして市長は議会に提案をするわけですよ。これは給食センターも同じですよ。だから、一番初めにちゃんと聞いてくれるんですか、ちゃんと話してもらえるんですかとお聞きしたんですよ。そのときに委員の方がおっしゃったのは、指定管理者であろうが直営であろうが、図書館の理念として図書館はどうあるべきだというものをきちんと作り上げて、それから委託がいいのか、直営でやるのがいいのかという議論をしたほうがいいじゃないのかと、ということで今議論が進んでいるんですよ。だから、図書館協議会としては、どう言おうと理想の図書館像というか、そういうものをどうしたらいいのか。特に僕ら4人でワーキンググループでやらせてもらって、そこを一番にしたわけですよ。だから、前回のような報告になるわけで、そこをちゃんとして欲しいんですよ。館長が話すと、僕らに指定管理者制度がダメだといっちゃいけないふう聞こえるんですよ。どーしても。

館長 申し訳ありません。そう言ったつもりはありませんし、最初から申し上げているとおり皆さんのご意見は承りますと…。

委員 そして、一方では行政側としては坦々として指定管理者として進めているというから、こういうから、みんな不信感しかありませんよ。そこはそう思わざるを得ないですよ。何を言ってもそう受け取られると思いますよ。だから、どーしたらいいのかなー。だから、ものすごい…。僕が一番初めに言ったんですけどね。指定管理者を全く否定しているわけではない。ただ、いろいろ調べていくと民間委託なんていうのは、進むと一気に全国的に進むんですよ。ところが、図書館だけはそうになってないんじゃないかと思うんですよ。まして、今まで直営だったものが、民間になって、それがまた直営に戻るなんていうのは、民間委託の世界ではありえませんからね。行政の中では、それが何箇所もあるというのは、何か不備があるわけですよ。不備があるというか、図書館は指定管理者にしたらなんかおかしいところがあると思うんですよ。まして、この間の報告のときにも言いましたように、大臣であったり官僚の方たち、政治家も含めおかしいと言っているわけですよ。今政治家なんて、口を開けば民間委託ですよ行政に関しては。その中でダメだって言っているんだから、なんかあるんだと思うんですよ。だから、例えば教育長や市長が図書館についてどお思っているのかということをもう少しちゃんと話してそしてそれからやったら遅くないと思う。協議会に協議させるにあたって、前提を押し付けるような話しちゃうとね、おかしくなってしまうような気がします。

館長 おしつけるという意思はないのですが、この問題が動き始めるにあたって協議会にお話ししないで議会議論や市民に話題が提供されていった。ということの認識については私が最初にお話したと思います。その中で経過の報告をし、理解を得、また意見を頂こうと。ただ先ほども触れましたが、今ここに現実に起こっているこの問題整理をする上で現実的に何処まで出来るのか。ということが非常に大きな問題だと思っています。その中で、この制度導入がきちんとできれば良い方向に行くし、価値ももっともっと上がるのではないかと。というふうに感じています。ですからここで、こういう意見はダメだとか、こういう意見はいいとか言うつもりもありません。協議会としてこう考えると言うことであれば、それはそれでいいと思います。したがって皆さんの意見はそれぞれの場面で伝え、説明をしなければならぬと思っています。

議長 議長の立場で申し訳ありません。少しよろしいでしょうか。少し重なりますけれども、図書館協議会の委員というのは市民の代表という立場でここに出て発言させていただいていると思います。先ほどの委員のお話と重なりますけれども、指定管理が良いのか直営が良いのか、まずどちらが良いということではないと。我々も勉強不足だったので、それに対して勉強を重ねながら、実際にこの街苦小牧の特色を掴みながらどんな図書館が良いのか、その理想の図書館を考えていく中で今、現実が全て良いとは思えない。でも、指定管理にするのがより理想に近づくのか、直営にして進めていくのが、より理想に近づくのか、ということ課題にしながら、問題を整理して、そして最終的には諮問、答申という形で文章にまとめて提出する。という認識でスタートしているというように考え

ております。それに関しては如何ですか。そういう認識でよろしいでしょうか。

館長 ですから、協議会の意見としてまとめていただき提案をいただくのは、それは問題ないと思います。

議長 先ほど、館長から言質を取るわけではありませんけれども、指定管理は行革プランの中で、図書館もいろんな施設の中の一つでしか考えていない。ただ、館長がまとめてくださったその問題点というのは非常に的を得ていて、私達のワーキンググループでかかえた問題の整理とも非常に似通っている問題が出てきております。この課題を整理して、それが実現できないと前に進めないと、館長先ほどお話してくださいました。その問題課題整理という内容があまりにも大きすぎて、これらを整理しないと指定管理にいけないということであれば、かなり難しいのかなと。非常に現状認識が的を得ていてこれだけの問題があるんだと、きっと館長自身が調べて、やればやるほど疑問に思い、非常に苦汁の中でいらっしゃるのではないかと、どうしても思わざるを得ないと感じております。ですから、行革プランの中で苦小牧がどういう図書館を創りたいから指定管理にしたいのか。例えばコストカットも課題になっていけばいくら位のコストカットを考えているのかそれから、継続的な先ほどの回答書には理想的なことを頂いていて、それが市長であり教育長のコメントと考えていいとおっしゃったので、それと現実の課題とのあまりのひずみと言いますか問題点が一緒に出てくると言うのが難しく理解が出来ないと思います。頂いた資料にも表れている。ですから逆行行革プランの中で、どんな図書館行政を考えているかという話を、まずきちんと聞いて見ないと何処に位置づけているからどうなのかという話に元に戻って行かないんじゃないかなと、何回もここで、繰り返し繰り返し、同じことが進まないと思います。先ほど委員の方からお話もありましたけれども、館長の答えは同じだと伺っていながらも行革プランの具体的な例についてお話を示していただいて、それを受けた上できちんと諮問・答申を早く出すと言う形が望ましいのではないかと感じております。

委員 そーですね。この協議会に昨年から加わらせていただいて、その時点から何度も何度も24年度に決定をしてそのための課題をまとめているところですよ。とても膨大だということは重々わかりますが、じゃまとまるのは何時なんでしょうねということだと思っすね。行政サイドとしてこういう課題を考えていて、だからこっち方面で考えていくと言ったものを示していただくのがありがたいのかな。と思います。何時ぐらいの予定なんでしょうか。

館長 昨年度も、お話ししましたが、年度始めにはというお話をさせていただいております。少し大きい部分もあり、進まない部分もありますので、出来るだけ早い時期にご意見を頂く時期を踏まえて、早い時期にお示しをしたいと思っております。

議長 すいません。よろしいでしょうか。先ほど館長が議会の承認事項になるとおっしゃっていましたが、逆に議会がどんどん話が進んでしまっているのに後から諮問しても仕方が

ないんだと思うんですね。逆に言えば議会に通して話が進むスケジュールの中の前倒しにして、その回答を頂かなければ…。答申も難しいのかなと思うんですが。

館長 あ、具体的な日程につきましては、今までにもお話しているかと思いますが、来年以降の話になります。今は26年4月1日導入というお話をしておりますので、それに向けた議会の具体的な動きというのは、平成25年の段階になります。したがって、議会にかけてしまってから、協議会に説明など私はしません。絶対にしません。当然先に協議会にその具体的なものは説明します。

委員 平成24年度に導入の決定という表現がありますよね。行革プランの工程表の中では、

館長 そこは、表現の仕方かと思いますが、誤解を招く表現で申し訳ないと思いますが、条例整備だとか決定に向けた整備をするということです。平成26年4月1日に導入するということは、最終的な議会の承認は予算を含め平成25年の12月議会です。その前に条例改正や公募などはありますが。

議長 図書館のホームページでは、行革プランの工程表ですよ。

委員 それでは、その表現は間違いで、間違いを直そうとしないのは何か意図があるんでしょう。そして、直さない以上、館長の捉え方が間違いで、この工程表が正しいということに理解して良いんですね。

館長 そういうことではないですが、修正の有無についてはもう一度行革担当と確認をします。

議長 これには、やはり25年度が指定管理者の公募決定になって24年度に指定管理者制度の決定、条例整備というふうになっていますね。じゃ逆算すると何時までに答申、まとめるという形をとればよろしんでしょうか。

館長 この話は、昨年からお話しているように今年の秋口に向けてということは、今のところ変わっておりません。

議長 じゃ議会の話とその前にあるということはありませんということですね。

館長 ありません。ただ、昨年も話したように行革プランの見直しが24年度に控えているようです。しかし、その見直しがあったとしても、前倒しになるという話は私は聞いておりませんのでありえないものと考えています。

委員 はい。わかりました。つまり背後には大変高度な政治判断があるということですね。つまり間違いを直そうとしないことは、そこに行革の後退を認めたくない。

館長 あ、工程表の表現の誤りだとか、修正という問題とプランの工程の後退だとかということではありません。後退をしているわけではありません。この問題は当初の予定通り26年4月1日で変わっておりません。

委員 ですから、行革では直したくないっておっしゃるんだったら、何がしかの何かがあるんですから。現実的にはそんな形では進められないのに、直さないのは、高度な政治判断ですよ。

館長 そこら辺はもう一度、確認をさせていただきます。申し訳ありません。

議長 時間も少なくなってきましたので、外にご意見はございませんか。それでは、その他についてご意見、ご質問ございませんか。

委員 なければ、一点よろしいでしょうか。2週間前でしたか新聞で道新、民報両方で見たと思うんですが、図書館協議会の委員の募集が2名ありました。前回3月の段階で私どもは、留任ということをお聞きしております。それで新たに2名募集されるということは、増員をお考えでしょうか。

館長 いいえ、10名は条例どおり変わりありませんし、確かに今おっしゃったように留任という言葉を使ってお話しました。今回は任期満了による改選になりますので、その段階で市民参加条例を適用するということになり、公募するということになりました。皆さんには概ね推薦団体のほうに改めてお願いに上がりたいと考えております。ただ、2名の枠は何処なのかはここではご容赦いただきたい。

委員 私が伺っているのは、留任ということですよ。それがお約束いただいたと受け取っています。間違いでしたか。

館長 委員の決定に至る過程については説明申し上げたとおりです。ただ、2名の公募の枠を設けることについては変更になってきています。

委員 そういうことを聞いているわけではありません。教育委員会は全員の留任は認めなかったと。そういうことですね。ではその理由はなんですか。

館長 それはこの場ではご容赦いただきたい。

委員 容赦できません。

館長 協議会の場で委員の選任理由だとかについてはご容赦いただきたい。

委員 私はその理由を申し上げたわけですよ。それを拒否されるのであればそれなりの理由

は明示されるべきです。それがない以上は、承認できないと思います。ですから責任者に責任ある回答を私としては求めたい。なぜ、今後の協議会の運営に支障をきたすことをあなた達はなさるのか。その理由を明確にさせていただきたい。

私はですから今回の新聞記事にも寝耳に水です。あれほど留任の約束、それは今後の協議会の運営に支障が出るから、留任でお願いしたいと。したはずです。それがあえて、支障がきたす可能性があるのを強引に推し進めようとするのは、しかもその理由はいえない。それは責任者として非常に無責任だと思います。責任ある人の責任ある回答をお示してください。

館長 改めてご説明させていただきます。

委員 いつですか。だいたいあれを出した時点でその回答がいることは当たり前の話じゃないですか。

館長 委員のおっしゃることは分らんわけではないですが、私が確かに留任という言葉を使いました。それは認めます。そのときにそれは専決事項がありますのでというお話をしています。

委員 そんなの分かりきっています。って。お立場上も分かっています。ただ、それでは協議会の今後の運営が困るとワーキンググループを作って一生懸命やっている。それを含めて過去2年間の経緯があるでしょう。それを替えられたらまた議論が振り出しに戻るんです。2年間何のためにやってきたんですか。それを教育委員会はそれでも構わないと言うんだったら、それなりの理由を示していただきたいと。それだけじゃないですか。当たり前のことじゃないですか。それが言えない。というんなら責任者としてどうしてそこまで力説して通して頂けなかったのか。それ以上の何があるんですか。

館長 申し訳ありませんが、この場ではご容赦いただきたい。

委員 じゃ、どの場ならいいんですか。留任が認められない理由ですよ。

館長 その部分を、協議会の運営の部分として、なぜこの場でお示ししなければいけないのか。

委員 2年間やってきて、新しいのでワーキンググループをどうされます。ちょっとお示してください。

館長 それはどういう形になったとしても、先般報告のあった部分は引き継ぎを行っただけのことになります。

委員 でも、メンバーはどうされるんですか。じゃ白紙で選びなおしますか。ワーキンググル

ープのこれまでの中間報告しか出ていないんですよ。そこで一旦解散して新しいメンバーで自分たちの都合のいい答申を求めるといことですか。だって、なんのためにこれまでやってきているんですか。お互いに今後まずいことは分かっているんですよ。それでもそれを認めない理由は何かって聞いているわけですよ。それは、やはり協議会の動きを変えたいんですか。ってことになりますよ。私、ですからね今回表にはお出しにはならないけれども、この間の条例の改正。あれが出てきたからなおさら聞いたんです。この条例の改正によれば4月1日以降は、またメンバーが新たにこの条例に沿って出てくる可能性がある。でもこの際ありませんよね。条例を踏まえたうえでお聞きしたと思います。とすれば、あの条例以外の問題が理由だと取るしかありません。だから、館長さんはそれが出たら、協議会の中でも条例の話が出ていましたのでそこは曲げてお願いしたいと、それが館長のお立場でしょ。とりつぐという。そうじゃないですか。だからなお更聞いているんです。あなたのお立場を考えているから条例のことを確認し、メンバーを確認し、このまま進んで良いですね。と念押ししたじゃないですか。それに対して答えられないと言うのは非常に無責任じゃないですか。この次市長、教育長、部長を出してください。

館長 市長が出席することはありません。教育長、部長は次の機会になろうかと思いますが出席になると思います。

委員 ただね、私自身も留任になるかわからないけれども、新しいメンバーが出たときにどれだけ残ってて、議事録が公開されていますからね。どういう人間がどういう方向で発言したか、第三者が分かっているはずですよ。それであえて替えるということの意味を、もし私が6月以降に来たらはっきり聞きたいと思っています。こういう時期にあえて人を替えてスタートしなければならぬ2年間の蓄積を反故にしてまで。そういう協議会の意味が協議会の意味として何があるのかと。

館長 ただあくまでも、いくら委員さんがおっしゃっても、ご意向もおありでしょう。私の発言が軽率だとお叱りを受けてもやむを得ないと思います。専決事項についてもお話ししました。あくまでも、私どもの進め方として皆さんの推薦団体をお願いをする。その団体がどう考えるかは自由ですというお話もしました。そのやり方は進めていきますのでご理解を戴きたいと思います。

議長 重ね重ね申し訳ありませんが、私も残るかどうかはわかりませんが、その指定管理については継続審議として2年間続けてきた課題ですので、ワーキンググループにも所属して、何回も夜遅くまでやってきました。その時間が無駄にならないように、継続審議がそのことが残るためには、メンバーが継続してやることが望ましいと考えていますし、私自身も出来たらやりたいなと思っております。もう一つそれとは別に、もし一般公募2名ということで、公募が始まっていると思うんですが、公募の基準ですね作文か何かを出すことになるようなんですが、公募の基準と選定はどこでやるのか。

館長 選定は教育委員会です。基準は申し上げられません。そのことはご理解いただけるものと思います。そこまで協議会の中での説明についてはご容赦いただきたい。

議長 はい、わかりました。外にご意見、ご質問ございませんか。
今年度の会議はこれで最後になります。みなさんから一言ずつお話を聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

委員 おそらく、委員の中では一番長いのかなと思いましたけど、僕は何回も言いましたけど、この間の協議会が何をやってきたのか、ただ報告する会でしかなかったと。はじめて指定管理者の問題で中央図書館の果たす役割りやあり方を議論したのは初めてだと思います。この会議は大きな意味を持つ会議だと思いますので、禍根を残すことのないように、そういう答申を出していただければなと思います。

委員 私は勇払自治会のほうから前任を引き継ぐ形で参加させていただきました。何も分からないまま参加させていただきましたけれども、やはり本が好きとすることがありましたので、とても興味深く皆さんのお話を伺っていました。指定管理の話から今までの参加の仕方が変わり、協議をしている実感を味わいささせていただきました。理解するのは難しい内容ですが、主婦の立場としての考えをお話できたらという思いで来ていますので、指定管理の話は私はもう参加できないのかな、ということにならないように願っています。これから図書館にとっても、市民にとってもいい方向に向くのかそれを見届けたいと思います。

委員 私も途中からこの場に加わらせていただいたんですけども、正直始めてこの場に臨んだときには、前提として、そういう方向に動いているのかなと思い望んでおりました。若輩な私でこの問題に対する向き合い方がどうだったかなと。その一方で前回は申し上げたのですがワーキンググループでまとめたいただいた内容については、私個人としては非常に賛同できるものと感じています。この報告は理想的な成果だと思っておりますので、ここの皆様が大きく入れ替わることは無いのかなと思っておりますので、この思いを汲んでいただければと思っております。

委員 はい、いつもながら館長さん1年以上、ずっと運営にご苦労されているのは資料一つ一つ見ても分かります。それには非常に敬服しております。ですから逆に言えば館長さんの重みを協議会として分かち合うような形で進めていければ一番良いと思っているんです。そのために一番大事なのはお互いの信頼関係なんです。ですから、まえもって予想されるようなことは確認を取りながら進めてきたつもりで私としては、居たつもりなんですけど、先ほどのような形が出てしまうのは本来考えていることではない。ただ、これからも、大変なご苦労があるかと思えます。これから、残った方で精一杯やっていただいて、途中でいわゆる答申がですね大きくカーブを切らないように進んでいただけたらと私としては思います。

議 長 はい。ありがとうございました。最後になります。私からも2年間お世話になりありがとうございました。今日も残念ながら5名ということですが、新しい協議会も是非多くの方が参加率が高くみんな意見交換できるような場になればと思います。大変お世話になりました。

館 長 ありがとうございました。非常に歯切れの悪い内容で申し訳なく思っております。私の責任として期待に応えられない部分、非常に申し訳ないと感じています。ただ、もう少しご理解いただきたい部分もあります。また、改めてそれぞれにお願いすることになるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。大変お忙しい中、急にお時間を頂くことになり申し訳ありませんでした。本日は大変ありがとうございました。

閉 会 16:04

<出席者>

◎ 委員

谷口佳子 副会長

岩田 薫 委員

林 晃平 委員

伊藤文人 委員

中村峰子 委員

◎ 教育委員会

石井之博 中央図書館館長

今井章子 同 副主幹

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

松井操人 会長

岡田房子 委員

前嶋フク 委員

小松 太 委員

森 重雄 委員